

第四百四十八号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和四年十二月七日提出

仙台市長 郡 和子

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例(昭和三十一年仙台市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 18 令和五年一月一日から同年三月三十一日までの間における市長及び副市長の給料月額は、第三条本文の規定にかかわらず、別表に定める額から、当該額に百分の五十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延を始めとする一連の不適切な事務における責任を重く受け止め、令和五年一月一日から同年三月三十一日までの間における市長及び副市長の給料月額を減額することとし、国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し市長等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。